平成２５年（フ）第１１８号
山口県下関市武久町１丁目６番３―114号
ウェルス武久Ⅰ
債務者　南　　政嗣
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
徳島県阿南市見能林町青木124番地１ハイツ清水101号室
債務者　磯﨑らん子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１６０号
福岡県久留米市南２丁目８番14―８号
債務者　三浦　正行
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６６号
福岡県久留米市荒木町荒木1129番地２　セピアハイツ荒木Ｃ203号
債務者　浜田　大輔
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６７号
福岡県久留米市草野町吉木1258番地２
債務者　松本　勝代
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３１号
福岡県筑後市大字熊野1445番地12
債務者　渡邉　千晴
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３３９号
大分県由布市挾間町古野374番地７
債務者　中村　一郎
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
宮崎県都城市高崎町大牟田5739番地19
債務者　大重　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2384番地５　西階ハイツ101
債務者　甲佐　光洋
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２８６号
沖縄県豊見城市字宜保190番地　ロイヤルマンション401号
債務者　髙良　吉昭
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字石垣477番地１　東大浜アパートＢ―205
債務者　仲里　弘子（旧姓請蔵）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字石垣477番地１　東大浜アパートＢ―205
債務者　仲里　勝雄
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１０１号
福島県須賀川市上小山田字八斗蒔57番地１
債務者　熊谷　　強
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
兵庫県宝塚市川面４丁目８番23号　202
債務者　善入　由美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
広島県呉市清水３丁目７番28号
債務者　浜田　信司
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２１号
広島県呉市上山田町２番16号
債務者　前田惠里加（旧姓新）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５４９号
熊本市北区清水東町12番27号　レックスマンション207
債務者　田**添**　隆則
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６０号
熊本市南区富合町古閑810番地
債務者　野福　文子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係